

消防だより

今年の出動など(累計)

火災 : 8 件
 救急 : 794 件
 救助 : 4 件
 (令和元年(2019年)7月31日現在)

病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎073・426・1199

小規模な飲食店にも 消火器が必要になります

平成28年(2016年)に飲食店のコンロの火の消し忘れから発生した糸魚川市大規模火災が契機となり、消防法令が改正されました。飲食店の消火器の設置義務化が拡大されました。

【改正前の法令内容】

延べ面積150㎡以上の飲食店などは消火器の設置が必要です。

【改正後の法令内容】

●延べ面積150㎡未満の飲食店などにも消火器の設置が必要です。ただし、次のいずれかに当てはまる場合は設置不要です。

- 火を使用する設備や器具を設けていない場合
- 火を使用する設備や器具に、調理油過熱防止装置・自動消火装置・



圧力感知安全装置などの防火上有効な対策が取られている場合

●消火器の設置は令和元年10月1日から必要です。安全安心のために、も早めに設置しましょう

●設置した消火器は1年ごとに点検を行い、その結果を所轄の消防署に報告してください。点検の際は、総務省消防庁の「消火器点検アプリ」が活用できます

詳しくは町公式ホームページをご確認ください。



9月9日は「救急の日」

9月9日は「救急の日」と定められ、この日を含む1週間(日曜日から土曜日まで)を「救急医療週間」としています。

この「救急の日」と「救急医療週間」は救急業務および救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深めることと、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として昭和57年度(1982年度)に現在の総務省消防庁から発出されたのが始まりです。

救急車や救急医療は限りある「救急資源」です。本当に必要な人のために、適正な利用をお願いします。

また町消防本部では、ドクターヘリで到着した医師を消防車両で救急現場に搬送する医師搬送業務を昨年4月から始めました。

この取り組みは、町内の管轄面積が広いことから、より重篤な傷病者への早期医療介入を



図ることを目的としたものです。今後も消防車での医師搬送の際にはご理解・ご協力をお願いします。

●救急業務実施状況(1月～6月)

今年の上半期救急要請件数は671件、搬送した人数は627人でした。昨年の同期間と比較すると減少はしているものの、年間通じての件数・人数は毎年増加しています。また今年の輸送人数を年齢別に比較すると、高齢者が379人と最も多く、全体の約60%をしめています。成人は186人、子どもが62人でした。

救急 搬送した人数

高齢者
379人
(60.4%)

成人
186人
(29.7%)

子ども
62人
(9.9%)

